

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和6年中（1月1日から12月31日）に納められた保険料の全額です（令和6年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、以下のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	対象者	送付期限	
①	令和6年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和6年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和6年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）	郵送	令和7年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和7年1月下旬

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます（電子送付を希望すると郵送がされなくなります）。電子版の利用方法については、日本年金機構ホームページで解説動画を掲載しており、以下のURLまたは二次元コードからご覧いただけます。

○年金を納めている皆さまへ



https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga_kokunen/nnet_geneki.html

○年金をこれから受け取る皆さま・受け取っている皆さまへ



https://www.nenkin.go.jp/service/doga/doga_uketori/nnet_jukyu.html

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

●問合せ 住民福祉課 ☎82-1226

後期高齢者健診はお済ですか？

東秩父村に住所のある75歳以上かつ集団健診を受診していない方を対象にした検診を実施しています。ご希望の方は各医療機関に電話等で予約をお願いします。

●実施期間 12月25日（水）まで

●実施医療機関 比企郡市内医療機関

●費用 無料（基本項目、追加項目、詳細項目）

●持ち物 後期高齢者医療制度被保険者証、受診券

※人間ドック助成の申請をされた方は個別健診を受診することができません。

※受診券がお手元に無い方は役場で発行することができます。

●問合せ 保健衛生課 ☎82-1777